



火災警報と林野火災注意報！



近年、増加している林野火災の出火原因のは、たき火・火入れ、放火(疑い含む)、たばこなど、「人為的な要因」によるものが多く、火入れや入山者の増加する時期には、林野火災の発生件数が多くなります。また、空気が乾燥したり、強風時には火災が発生しやすく、発生した火災が燃え広がり、大規模になる傾向があります。このような気象状況の場合、「**林野火災注意報**」や「**火災警報**」が発令され、火の使用が制限されます。

①「火災警報」って何？

消防法では、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報「**火災警報**」を発令することが出来るとなっています。火災警報が発令された場合は、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例(田川地区消防組合火災予防条例)で定める**火の使用の制限(義務)**に従わなければなりません。この火災警報には、今年1月1日から運用が開始された「**林野火災警報**」も含まれ、火の使用制限に違反した場合、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

②火災警報が発令中、火の使用制限って何？

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市(町・村)長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。



③「林野火災注意報」って何？

令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「**林野火災注意報**」の運用が始まりました。林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に発令されます。注意報の発令中は、田川地区消防組合火災予防条例に定める「火の使用の制限」について、**努力義務**を課すこととなります。また**林野火災注意報**発令時に**強風注意報**が併せて発令された場合、火災発生危険性が高まる為「**林野火災警報**」へ格上げされ火災警報と同様の取扱いになります。

④火災警報と林野火災注意報の違いって何？

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置付けられ、**罰則の伴わない努力義務**となっています。一方で、火災警報は、気象の状況が火災の予防上危険である為「火の使用の制限」が**義務**となり、違反した者に対して**罰則規定が適用**されることとなります。

⑤火災警報や注意報は誰が発令するの？

火災警報及び火災注意報は、市町村から委任を受けている田川地区消防組合(消防本部)から発令され、各市町村の防災担当へと連絡し、住民の皆さんに防災無線やホームページ等を活用しお知らせします。また発令解除についても消防本部が行います。(各市町村で広報手段が異なる為、市役所や役場で確認してください。)

【問い合わせ】

田川地区消防本部(0947-44-0650)又は予防課直通電話(0947-44-6256)までお願いします。

